

ワンストップサービスを含む動物行政について

質問者 下 澤 章 夫

令和4年6月1日からブリーダーやペットショップで販売される犬・猫にマイクロチップの装着と指定登録機関への登録が義務化される。ワンストップサービスとは、狂犬病予防法の特例で、この装着と登録が、従来の狂犬病予防法における、犬の登録申請等と見なされ、マイクロチップが犬の鑑札と見なされる。この新制度の対応準備状況を含め、今後の瑞穂町の動物行政の方向性および対応について町長の所見を伺う。